

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西脇市は、健康増進事業の実施に関する事務での特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県西脇市長

## 公表日

令和4年4月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康診査、各種がん検診、健康教育、健康相談、保健指導を行う。 これらの業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 健(検)診対象者の抽出 2 健(検)診受診券、保健指導利用券の交付 3 健(検)診受付、案内通知 4 健(検)診の受診結果・精検結果情報の入力・取り込み 5 健(検)診の受診結果・精検結果の照会 6 健(検)診未受診者への受診勧奨 7 受診台帳作成 8 健(検)診結果等各種集計・統計
③システムの名称	・健康管理システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西脇市 健幸都市推進課
②所属長の役職名	健幸都市推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 健幸都市推進課 電話:0795-22-3111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1 西脇市役所 健幸都市推進課 電話:0795-22-3111(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅱ. しきい値	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ. リスク対策		新規	事後	
令和3年7月5日	Ⅰ. 7. 請求先	兵庫県西脇市郷瀬町605	兵庫県西脇市下戸田128番地の1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和3年7月5日	Ⅰ. 8. 連絡先	兵庫県西脇市郷瀬町605	兵庫県西脇市下戸田128番地の1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和4年3月9日	Ⅰ. 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号法第9条別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和4年3月9日	Ⅰ. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月9日	Ⅰ. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8 別表第2の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和4年3月9日	Ⅳ. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手) リスク対策(十分である) 【 】接続しない(提供) リスク対策(十分である)	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ. 5. 担当部署	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅰ. 7. 請求先	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅰ. 8. 連絡先	健康課	健幸都市推進課	事後	機構改革に伴う変更